

城山公園Park-PFI事業 公募設置等指針に関する質問に対する回答

No.	質問内容（要約）	回答
1	<p>今回の事業においては、当社加盟店を民間事業者として提案予定です。当社は、加盟店とフランチャイズ契約を締結して事業を運営していただく予定です。</p> <p>今回建築予定の公募対象公園施設（店舗）は、加盟店が所有する予定ですが、その建物を担保として当社（フランチャイズチェーン本部）が抵当権者となる抵当権等を設定することは可能でしょうか。万が一、加盟店または本事業が破綻した場合、本事業継続（本部直営または別加盟店への承継）のためにも必要となります。</p>	<p>フランチャイズチェーン加盟店が事業者となり公募対象公園施設（店舗）を所有し、そのフランチャイズチェーン本部が抵当権者となることは可能です。</p> <p>ただし、抵当権が実行され、当該施設の所有者が変更となる場合においても、当該施設が都市公園法の設置許可を受けた認定計画の内容どおりに運営されることを承継していただく必要があります、抵当権の設定にあたってはそれが条件となります。</p> <p>また、事業が破綻した場合は、「城山公園Park-PFI事業 公募設置等指針」P13（3）事業破綻時の措置に記載のとおり（下記参照）、延岡市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継することができます。なお、この場合は、事業を承継した事業者と延岡市が新たに協定を締結することになります。</p> <p>※今回の回答については、「城山公園Park-PFI事業公募設置等指針」に記載された内容と同等の効力を有するものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「城山公園 Park-PFI 事業 公募設置等指針」 P13 (3) 事業破綻時の措置</p> <p>認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は延岡市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継することができます。承継しない場合は、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還していただく必要があります。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・原状回復を行わない場合、本市は認定計画提出者の代わりに撤去・原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。</p> </div>
2	<p>当社（フランチャイズチェーン本部）が民間事業者として公募対象公園施設を所有し、その事業を当社加盟店に対して建物賃貸借契約及びフランチャイズ契約を締結し、運営を任せることは可能でしょうか。</p> <p>当社が所有することで、万が一、加盟店または本事業が破綻した場合、本事業継続（本部直営または別加盟店への承継）のためにも必要となります。</p>	<p>フランチャイズチェーン本部が民間事業者となり、公募対象公園施設（店舗）の所有権を有して加盟店と賃貸借契約を締結し、運営を任せることは可能です。</p> <p>ただし、運営する加盟店が変更となる場合等は延岡市への報告が必要となります。（延岡市との協定の相手方（フランチャイズチェーン本部）に変更はありません）</p> <p>※今回の回答については、「城山公園Park-PFI事業公募設置等指針」に記載された内容と同等の効力を有するものとします。</p>